

長 建 協 発 第 5 6 号  
平成 2 2 年 5 月 1 4 日

各 支 部 長 様

社団法人 長崎県建設業協会  
会 長 谷 村 隆 三  
[ 公 印 省 略 ]

平成 2 2 年度産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、産業廃棄物管理票（マニフェスト）に関する報告については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 2 条第 6 項において、産業廃棄物管理票交付者は報告書を作成し、都道府県知事に提出する事とされております。

今年度についても、産業廃棄物管理票を交付する排出事業者等におかれましては、平成 2 2 年 6 月 3 0 日（水）までに平成 2 1 年 4 月 1 日～平成 2 2 年 3 月 3 1 日に交付した産業廃棄物管理票の交付状況を県（長崎市内及び佐世保市内の事業場はそれぞれの市）に提出する事となっております。

つきましては、標記について、別添のとおり会員専用ホームページに掲載いたしましたのでお知らせ申し上げます。

☆ 電子マニフェストに関する情報

日本産業廃棄物処理振興センターホームページをご参照願います。

<http://www.jwnet.or.jp/>